

西東京市選挙管理委員会告示第34号

西東京市選挙執行規程（平成13年西東京市選挙管理委員会告示第5号）の一部を別紙のように改正する。

令和8年1月7日

西東京市選挙管理委員会

西東京市選挙執行規程の一部改正について

西東京市選挙執行規程（平成13年西東京市選挙管理委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

第91条第1号ア中「10,000円」を「15,000円」に改め、同号イ及びウ中「15,000円」を「20,000円」に改め、同号に次のように加える。

エ 専ら要約筆記のために使用する者 1日につき20,000円

第91条第2号カ中「500円」を「1,000円」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「1,000円」を「1,500円」に、「3,000円」を「4,500円」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「12,000円」を「23,000円」に改め、同号エを同号オとし、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した運賃等の実費額

第91条第4号ア中「船賃」を「船賃、航空賃」に、「ア、イ及びウ」を「アからエまで」に改め、同号イ中「10,000円」を「20,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の西東京市選挙執行規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される西東京市議会議員及び西東京市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された西東京市議会議員及び西東京市長の選挙については、なお従前の例による。